

1. 基本方針

(1) 一般社団法人にむけて

昨年9月の理事会決議に基づき、社団法人成蹊会は、6月の総会の第3号議案において「一般社団法人」への移行に向け、基本的枠組みの承認を得ることを予定している。

昨年来、移行先の法人格について種々検討してきたが、新制度において「公益社団法人」に求められている「公益事業の比率 50%超」を達成するのは、現状の同窓会活動や会員サービスを維持・継続しようとする場合は困難であると判断した。そこで、現在の活動を続けていくのに相応しい組織形態として「一般社団法人」を選択した。

なお、一般社団法人に移行しても、その後状況が整えば、公益社団法人に移行することは可能である。

(2) 同窓会活動・会員サービスの充実

成蹊会活動の一つの柱である「同窓生相互の親睦」と「会員サービスの実施」はさらに充実していくことが求められており、各同窓会の年次委員の拡充、周年同窓会の参加者増、リニューアルした成蹊倶楽部の利用促進等を進めていく。

(3) 成蹊学園への支援強化

2012年5月12日に行われる成蹊学園100周年記念行事の成功に向け、学園に協力して同窓生の参画を推進していく。

また、成蹊会活動のもう一つの柱である在校生支援をより一層充実させるため、各特別委員会での検討を進め、提案を理事会で検討し具体化していく。本年度は育英奨学制度の充実策として、地方出身学生への給付奨学金の導入を実施する。

(4) 成蹊学園への寄付について

成蹊学園は、2012年に創立100周年を迎える。成蹊会はこの創立100周年に向けた成蹊学園の事業を支援するとともに、同窓生が一丸となって成蹊学園を支援していることをアピールできる仕組みを創設する目的で1億円を寄付することを理事会で決定した。具体的には「グローバル人材育成のための支援制度」、「桜・櫻の保存・更新と記念公園の設置」の2項目について学園と協議し実現していく。

2. 活動方針

(1) 同窓会活動

① 総会

- ・ 本年度の総会は、成蹊会創立75周年記念総会とし、本館講堂での記念イベントの開催等総会参加者の拡充および活性化を図る。また、本年卒業した年次委員の総会出席促進、体育会・文化会・新聞会・櫻祭本部等の在校生の総会・懇親会への招待を実施し、若年層の参加を増やしていく。

② 学校学部同窓会

- ・ 成蹊会活動の基礎は各学校学部同窓会の活動であり、各同窓会の活性化が、成蹊会の発展につながる。このことを認識し、各同窓会の会長・幹事長が中心となって活動全体を活性化させるとともに、引き続き構成員の成蹊会諸活動への参画を増やすとともに、年次委員の拡充・会費納入率の向上を推進する。
- ・ 昨年に引き続き、各同窓会の会長・幹事長が中心となった連絡会を開催し、各同窓会活動の情報交換、方策の共有化を進め活動の強化を図るとともに、評議員・年次委員の成蹊会行事への参加促進、合同イベントの開催を働きかける。

③ 卒業周年同窓会

- ・ 卒業周年同窓会の開催支援は、同窓会活動の底辺拡大策の一つ及び会員の掘り起こしの機会と

して力を入れており、本年も高校・大学卒業10周年毎の開催を積極的に支援していく。また、周年同窓会への出席が同窓会活動の参加と会費納入の動機付けになることが確認されているので、より参加者を広げるべく幹事団と検討・実施していく。

- ・ 本年度も高校・大学の各卒業10、20、30、40、50周年の同窓会の開催を支援しさらなる定着を図っていく。

具体的には、それぞれ、昭和36年、昭和46年、昭和56年、平成3年、平成13年卒業の同窓生が対象となる。

- ・ 各同窓会の幹事会立ち上げがスムーズな開催に向けての大切なポイントになるため、事務局も幹事団の立ち上げを支援していくとともに、次年度幹事候補も早期に組織化し幹事同士の連携を図りノウハウの共有を進める。周年同窓会活動強化のため、昨年に引き続き、各周年行事の幹事会開催への金銭的支援を継続する。

④ 新卒者対策

- ・ 新卒者に成蹊会の存在を認知・浸透させることが肝要である。これまで、新卒者の年次委員を集め成蹊会活動の理解と自覚を促すことを行ってきたが、あわせて卒業式の前後に新入会員歓迎会（仮称）を行う等、新たな取り組みを検討実施する。

⑤ 地域成蹊会

- ・ 地域成蹊会の総会には本部から会長、副会長、常務理事、事務局の誰かが参加し、連携を深めるとともに、本部・地域での活動について意見交換を行い理解を深める。
- ・ 本年度は、「一般社団法人への移行」について理解を求めるとともに、移行後の関係についても理解を得ていく。
- ・ 海外成蹊会は原則地域成蹊会と同じ扱いとし、情報提供、会費納入の方策を検討し、関係を強化していくとともに、定期的な開催を促していく。

⑥ その他の同窓会(クラブOB会、ゼミOB会、職域成蹊会)

- ・ 現状どおり、会議の開催等の支援要請があれば積極的に行う。
- ・ 今後の組織内での位置づけについては、当面現状のままとする。

⑦ OB同好会(彩蹊会、写蹊会他)

- ・ OBによる同好会活動は、同窓会における活動の一つのあり方であり、自主的な運営を尊重する中で、良好な関係を維持していく。

(2) 会員サービス

①情報発信の強化

- ・ 唯一の定期刊行物である成蹊会誌をリニューアルし、年代層が幅広い中、年々増え続ける若年層の読者にも親しみが持たれるよう紙面体裁を横書きにすることなどにより、イメージ・印象の転換につなげる。
- ・ 最も迅速な情報発信手段として、ホームページを積極的に活用しタイムリーな情報発信ができるよう、Web小委員会でその方法・仕組み・体制を検討し整備する。会議、イベントの開催・報告等基本的な情報はすべてホームページで閲覧できるようにしていく。

②成蹊倶楽部の利用促進

- ・ 新しい成蹊倶楽部は、いつでも気軽に利用でき、会員相互の親睦・交流の場として根付くよう運営していくとともに、幅広い同窓生の利用を目指し、あらゆる機会を利用促進の場としてアピールし、利用者の増加に結び付ける。

③卒業生情報の収集

- ・各分野で活躍している同窓生の情報収集に努め、データベース化していくとともに、情報提供の方法も検討していく

(3) 学校・学園との関係

① 在校生との交流

- ・在学中に成蹊会の存在をきちんと認識してもらうことが必要であるので、成蹊桜祭、大学櫺祭、中高蹊祭、入学式、卒業式等各行事イベントにおいて成蹊会の認知度をあげ、活動を理解してもらえる方策を検討する。

② 在校生支援の強化

- ・昨年、各委員会で在校生への支援の見直し・強化を検討し、育英奨学、スポーツ振興の各委員会で成案となり、理事会で検討を行い、具体化することした。

- ・具体的には、

ア)育英奨学制度の充実として、昨年より、新規の貸与奨学金対象者数を年 15 名としたのに加え、本年より新規 15 名は大学・大学院生とし、緊急支援的要素が強い中・高校生分は、別枠で確保(当面 年 4 名)する。

イ)貸与奨学金受給者のうち、地方出身学生への給付奨学金の導入(月 3 万円 10 名)

ウ)スポーツ振興助成金の増額と強化指定団体制度の導入と助成金の支給

- ・また、海外からの私費留学生への支援制度も具体化に向け準備を進めていく。

③ 教員への支援

- ・教員の研究活動の助成については、基本的にこれまで同様に行っていくが、学術教育助成委員会で成蹊会独自視点を加えることで、さらに充実していくべく検討を続ける。

- ・本年度は成蹊会学術賞の実施年であるので、通常総会で贈呈式を行う。

④ 学園への後援・支援

- ・ 成蹊学園のステイタス向上に向け、各階層で成蹊学園とのコミュニケーションを密にし、信頼・協力関係の醸成に努力していく。

- ・ 基本方針の通り、成蹊学園 100 周年募金に成蹊会として1億円寄付を行い、同窓生が一丸となって成蹊学園を支援していることをアピールできる仕組みの創設を実現する。

- ・ 各学校・学部同窓会は、同窓会役員と学校長・学部長および先生方との懇親会を定例化していく。費用については限度を定め成蹊会が負担する。

⑤成蹊学園 100 周年事業への協力

- ・ 来年5月12日に行われる成蹊学園 100 周年記念行事には、学園に協力し同窓生の参画を推進する。

- ・ また、プレイベントとして4月第1日曜日に開催される「成蹊桜祭」においてもホームカミングの催しが計画されており、協力していく。

(4) 一般社団法人への移行に向けて 一公益法人制度改革への取り組み一

昨年9月の理事会において、総務企画委員会からの提案による「一般社団法人への移行」について審議し、その前提で今後の作業を進めることが承認された。あわせて、新法人格移行準備委員会を設け「一般社団法人への移行」に向けての全ての準備を行って行くことが決まった。

今後、次のスケジュールで討議を進めていく

- ・平成23年6月総会 平成23年度事業計画で議案3として基本的な方向を提案

「一般社団法人」としての組織・機関・役員選出方法等の基本の骨組みを説明。

詳細は議案3で提案の通り。

- ・平成24年6月総会 新法人の定款、組織形態、移行手続き詳細の提案行う。あわせて、新法人は認可後速やかに移行する必要があるため、新法人に必要な諸規則の制定、新法人の役員候補者の選出等必要な手続きを行う。総会での承認後、具体的な移行手続きを開始する。
- ・平成24年7月以降 移行認可申請提出
認可され次第、新法人スタート

(注)公益法人制度改革とは

平成20年12月1日より新公益法人制度がスタートし、社団法人成蹊会も法的には「特例民法法人(特例社団法人)」ということになった。新制度には5年間の移行期間が設けられており、この間はこれまでと同様、公益法人として活動できるが、移行期間内に新制度での「公益社団法人」となるのか、新しくできた「一般社団法人」になるのか、決めることが必要である。平成25年11月末の移行期間を過ぎると現在の社団法人成蹊会は法律により強制的に解散させられる。

(5) 組織強化

① 副会長の役割強化

- ・ 昨年度より、副会長については担当業務を明確にし、具体的に協力をお願いしてきた。本年度はさらにその役割・権限を強化し、実行していく。

② 特別委員会の機能・役割の強化

- ・ 在校生・教員への支援強化については、昨年度各委員会での討議により、当面の方向性についてまとめ、具体化された。
- ・ 今後は各特別委員会で具体的に助成を進めていくが、その中で必要に応じて、特別委員会の機能・役割・再編等の見直し・強化を行う。

③ 会費納入率アップ

- ・ 毎年納入していただく会員数を確保・増加していくことが成蹊会活動の強化につながるため、より一層会費納入率アップに努める。
- ・ 会費納入だけを訴えるだけでなく、会費を納める価値を成蹊会活動の中に見出してもらうよう活動全体を変えていくことが必要だが、最後はやはり直接的なお願いが効果があるので、既納入者へのアプローチを着実にやっていく。
- ・ 長年の未納者に対しては、総会参加者・周年同窓会参加者を中心に成蹊会活動と接点があった時点で速やかに依頼していく。

④ 在校生からの10年分会費前納制度変更への対応

- ・ 活動報告に記述のとおり、成蹊学園より提起されている「入会金・10年分会費の代理徴収方法」の問題は、協議の結果によっては、成蹊会の財政基盤に影響がでる可能性があるため、慎重に協議を進めるとともに、財政への影響をきちんと見極めて対応していく。

⑤ 成蹊会行事への参加者増

- ・ 総会、枯林忌、成蹊桜祭、周年同窓会等、成蹊会が主催する行事への参加者を増やすための取り組みを、各学校・学部同窓会と連携して行い、成蹊会活動の認知度アップと各同窓会の強化につなげる。

⑥ 事務局の強化

- ・ 一般社団法人への移行準備と同窓会活動活性化に伴う業務量の増大に対応していくには十分な人

的パワーが必要であり、増員の方向で事務局の構成・あり方を見直していく。

Ⅱ. 予算編成方針

1. 平成23年度 特記事項

(1)成蹊学園への寄付金

事業計画、議案4のとおり、成蹊学園 100 周年募金への寄付1億円を実施する。

(2)成蹊倶楽部への支援費の増額

成蹊倶楽部は平成23年2月に増床リニューアルしたことにより、成蹊会からの助成額を増やすことが必要となり、昨年 10 月の理事会及び評議員会に提案し承認された年間助成額に基づき、本年度の助成額を9,430 千円計上した。

(3)新たな公益事業の展開に伴う支出増

①奨学金制度の新設改定に伴う支出増 8,520 千円

- ・給付奨学金制度の新設 3,600 千円
- ・貸与奨学金の増額 大学生・大学院生貸与分 3,000 千円(5名分、昨年決定事項)
- ・貸与奨学金の増額 中高生優先枠の設定 1,920 千円

②スポーツ振興助成の増額 2,800 千円

- ・昨年予備費より支出した額を増額

③桜祭助成金の減額

- ・平成 23 年 4 月開催予定であった第34回成蹊桜祭は東日本大震災のため中止となったことから、既発注分等の費用充当に必要な額のみ計上する。

④事務局増員に伴う人件費の計上

- ・1名増員への対応として、400 万円計上(年度途中での採用を前提)

2. 予備費の計上

- ・ 新法人格移行準備等予期できない支出に備えるため、予備費を 500 万円計上する。
- ・ 予備費の使用は理事会の承認の下に行う。

以 上